

# 公益社団法人日本複製権センター 使 用 料 規 程

届出	平成 14 年 2 月 28 日	
	平成 24 年 4 月 2 日	一部変更
	平成 25 年 2 月 15 日	一部変更
	平成 30 年 8 月 7 日	一部変更
	令和 3 年 7 月 7 日	一部変更

## 第 1 節 総則

- 1 この規程は、公益社団法人日本複製権センター（以下「センター」という。）が管理する著作物の使用料を定めることを目的とする。
- 2 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。
  - (1) 「複写」とは、紙又はフィルムなどの媒体に出力する目的で行う、複製行為をいう。
  - (2) 「譲渡」とは、複写に伴う複製物の公衆への提供をいう。
  - (3) 「ファクシミリ送信」とは、出版物の紙面又はその複製物の紙面イメージを送信することができるファクシミリ（ファクシミリの機能を有する機器を含む）による公衆送信及び送信先の受信装置からの複写をいう。
  - (4) 「電磁的複製」とは、著作物を保存又は活用するために電子的方式又は磁気的方式で電磁的媒体へ複製することをいう。
  - (5) 「小部分」とは出版物全体の 30% 又は 60 頁のいずれか少ない方を超えないことをいい、「少部数」とは 20 部以内であることをいう。ただし、「小部分」「少部数」は、同一目的で使用するために行われる一連の複写行為による複製物の総量・総数とする。また、「小規模」とは電磁的複製された著作物の利用者が 30 名以内のことをいう。
  - (6) 「複製物」とは、複写又は電磁的複製によって作成された著作物の複製物を言う。
- 3 センターが、その管理の委任を受けた著作物については、次の区分に応じ、その使用料を定める。
  - (1) 複製物の譲渡を目的としない著作物の複写。
  - (2) 複製物の譲渡を目的とした著作物の複写及びその複製物の譲渡。
  - (3) 著作物のファクシミリ送信。
  - (4) 複製物の譲渡を目的としない著作物の電磁的複製。

## 第 2 節 複製物の譲渡を目的としない著作物の複写

- 1 複写の対象は、同一目的で使用するために行われる一連の複写行為による複写が、出版物の小部分、少部数の範囲に限られるものとする。
- 2 契約方式  
利用者は、以下のいずれかの方式により許諾契約を締結することができる。
  - (1) 個別許諾契約 複写を行う都度、センターから許諾を得、使用料を支払う方式。
  - (2) 包括許諾契約 1 年間の複写を包括的に許諾する方式で、次の 2 方式がある。
    - ① 実額方式 利用者が出版物の複写の全記録を取り、一定期間ごとにセンターに

報告し、複写量に基づいて使用料を支払う方式。

- ② 簡易方式 次の2方式から利用者の複写実態に合わせて一つを利用者が選択することができる。

- a 全コピー機台数に基づく年間使用料額の決定方式  
b 全従業員数に基づく年間使用料額の決定方式

### 3 使用料

#### (1) 個別許諾契約

使用料 = 4円 × 複写される出版物の頁数 × 複写部数

但し、基本使用料金として契約1件につき500円を徴収する。

#### (2) 包括許諾契約

##### ① 実額方式

報告対象期間の使用料 = 4円 × 報告対象期間の複写量

##### ② 簡易方式

a 全コピー機台数方式選択時の年間使用料 = 12,500円 × 全コピー機台数

b 全従業員数方式選択時の年間使用料 = 100円 × 全従業員数

但し、利用者が、研究費対売上高比5%以上の企業の場合、100円は120円、  
研究費対売上高比1%未満の企業の場合、100円は80円とする。

### 4 最低使用料金

上記3(2)①あるいは3(2)②bの使用料の年間合計金額が3,000円に満たない場合は、最低使用料金として3,000円を適用する。

## 第3節 複製物の譲渡を目的とした著作物の複写及びその複製物の譲渡

1 複写及びその複製物の譲渡の対象は、同一目的で使用するために行われる一連の複写行為による複写が、出版物の小部分、少部数の範囲に限られるものとする。

### 2 契約方式

利用者は、個別許諾契約又は包括許諾契約のいずれかの方式により許諾契約を締結することができる。

### 3 使用料

#### (1) 個別許諾契約

複写及びその複製物の譲渡の使用料は、複製物の譲渡の対価の10%又は4円 × 複写及びその複製物の譲渡される出版物の頁数 × 複写部数のいずれか高い額とする。

複製物の譲渡の対価とは、利用者が受け取るコピー料単価をいい、会費、契約基本料、交通費、資料収集費等は含まない。

但し、基本使用料金として契約1件につき500円を徴収する。

#### (2) 包括許諾契約

報告対象期間の使用料は、報告対象期間内に複写及びその複製物の譲渡された出版物ごとに、上記(1)により算出した使用料を合計した金額とする。

### 4 最低使用料金

上記3(2)の使用料の年間合計金額が2,400円に満たない場合は、最低使用料金として2,400円を適用する。

#### 第4節 著作物のファクシミリ送信

- 1 ファクシミリ送信の対象は、同一目的で使用するために行われる一連の行為が、出版物の小部分、少部数の範囲に限られるものとする。
- 2 契約方式  
利用者は、個別許諾契約又は包括許諾契約のいずれかの方式により許諾契約を締結することができる。
- 3 使用料
  - (1) 個別許諾契約  
ファクシミリ送信の使用料は、ファクシミリ送信の対価の 10% 又は 4 円 × ファクシミリ送信される出版物の頁数 × 送信先数 のいずれか高い額とする。  
但し、基本使用料金として契約 1 件につき 500 円を徴収する。
  - (2) 包括許諾契約  
報告対象期間の使用料は、報告対象期間内に送信された出版物ごとに、上記(1)により算出した使用料を合計した額とする。
- 4 最低使用料金  
上記 3 (2) の使用料の年間合計金額が 2,400 円に満たない場合は、最低使用料金として 2,400 円を適用する。

#### 第5節 複製物の譲渡を目的としない著作物の電磁的複製

- 1 複製の対象は、著作物の小部分、少規模の範囲に限られるものとする。
- 2 契約方式  
利用者は、以下のいずれかの方式により許諾契約を締結することができる。
  - (1) 個別許諾契約 複製を行う都度、センターから許諾を得、使用料を支払う方式。
  - (2) 包括許諾契約 1 年間の複製を包括的に許諾する方式で、次の 2 方式がある。
    - ① 実額方式 利用者が著作物の複製の全記録を取り、一定期間ごとにセンターに報告し、複製量に基づいて使用料を支払う方式。
    - ② 簡易方式 全従業員数に基づく年間使用料額の決定方式
- 3 使用料
  - (1) 個別許諾契約  
使用料 = 10 円 × 複製される著作物の頁数 × 「小規模」における上限数  
但し、基本使用料金として契約 1 件につき 500 円を徴収する。
  - (2) 包括許諾契約
    - ① 実額方式  
報告対象期間の使用料 = 10 円 × 報告対象期間の合計複製頁数 × 「小規模」における上限数
    - ② 簡易方式  
全従業員数に基づく年間使用料 = 140 円 × 全従業員数  
但し、利用者が、研究費対売上高比 5% 以上の企業の場合、140 円は 168 円、研究費対売上高比 1% 未満の企業の場合、140 円は 112 円とする。

#### 4 最低使用料金

上記 3(2)①あるいは 3(2)②の使用料の年間合計金額が 4,200 円に満たない場合は、最低使用料金として 4,200 円を適用する。

#### 5 許諾条件

第 5 節に基づく許諾を受けるには、同時に第 2 節に基づく許諾を受けることを条件とする。

### 第 6 節 その他

- 1 著作物の性質、利用目的など特別の事情により第 2 節から第 5 節に定める使用料の額を適用したい場合は、利用者と協議の上、第 2 節から第 5 節に定める使用料の額を減額して定めることができるものとする。

### 附則

1. この使用料規程で表示される金額は、すべて税別とする。
2. この使用料規程は、令和 3 年 8 月 10 日より実施する。
3. この使用料規程の実施日から令和 4 年 3 月 31 日までの間は、第 2 節および第 5 節については、利用者が株式会社日本経済新聞社発行による「日本経済新聞」「日経産業新聞」「日経 MJ」又は「日経ヴェリタス」（以下併せて「特定委託著作物」という）を利用しない場合には、変更前の使用料規程を適用するものとし、特定委託著作物を利用する場合にのみ変更後の規程を適用する。
4. 前項の期間において変更後の規程を適用する場合、第 2 節および第 5 節の「包括許諾契約」の項に記載の「年間使用料」を「この使用料規程の実施日から令和 4 年 3 月 31 日までの間の使用料」に読み替えて適用するものとする。なお、この場合、利用者の契約日からこの使用料規程の実施日までの使用料については支払う必要はないものとする。